

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会からの質問・要請への回答

国民の脱原発の願いを無視して、全国で原発再稼働が強行されようとしています。

国・原子力規制委員会委員長自らが「安全を保証しない」と明言している原発です。

玄海原発においても、ひとたび事故が起きれば、放射能は命を傷つけ、豊かな自然とふるさとを根こそぎ奪ってしまうことになると、私たちは不安を日まじりに募らせています。

2014年11月から12月にかけて実施した私たちの調査で、玄海原発事故時、糸島市民が避難するとされている避難所が、土砂災害等の自然災害の危険区域内に指定されていることが多数判明しました。また、福岡市の原子力災害避難計画では、「原子力発電所から30km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲と必要とされる防護措置」が原子力規制委員会から示されていないことを理由として、その具体的な計画や体制、準備等については多くが今後の検討課題とされており、未整備なままの状態です。

県民の命を守る具体的で実効性のある避難計画すらできていない中での原発再稼働を、私たちは絶対に認めることはできません。

ここに玄海原発事故時の避難計画と再稼働に関する質問・要請書を提出いたします。なお、以下の「質問事項」「要請事項」につきましては文書での回答を求めます。

【 質 問 事 項 】

(1) 危険区域にある避難所について

改正災害対策基本法が2014年4月に施行されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設（避難所と緊急避難場所）を設定してはならない」とされました。

玄海原発事故時に避難受入先となる佐賀県、福岡県、長崎県3県の39市町に「避難所が危険区域にあるか」を3県の市民団体共同でアンケートで尋ねたところ、14市町で118か所（全避難所757か所のうち16%）が危険区域にあることがわかりました。福岡県内では16市町中、4市町で12か所（全避難所51か所のうち24%）が土砂災害等の危険区域でした。福岡市及び大野城市の回答には「安全な構造として内閣府令で定める技術的基準に適合するものであれば指定緊急避難所として指定することができる」「土砂災害発生の恐れがある場合

には使用せず、代替施設を指定する」などの考えが付記されていました。しかし、建物が堅牢であることを理由にしても、その区域が危険区域であることに変わりはありません。危険区域での避難移動の際に災害に見舞われることや、建物周囲の災害により避難所生活に支障が生じることも十分に考えられます。さらに言えば、原発災害避難者が避難先において更なる避難をせざるを得ない可能性があることが認められながら、それを放置したままでいることは、改正災害対策基本法等の精神を踏みにじり、避難住民の安全を守るものではありません。

内閣府原子力防災担当者は「避難施設は災害対策基本法に基づいて危険区域外から指定される。そのあとから、原子力災害では UPZ 圏外から選ぶということになっている」（昨年 10 月 24 日の市民団体の政府交渉にて）と明言されています。法律改正の趣旨にのっとれば、安全確保のために今のような状態を見直すべきではないでしょうか。

この件に関して、佐賀県伊万里市総務部長は 12 月市議会で「避難する側にとっては心情的な不安もあると思うので、避難先との協議の議題に上げ、避難所の安全を確認したい」と答弁しました。唐津市総務部長は「避難所は安全な区域にあるのが大原則。そういう場所があれば、県と協議しながら見直しに努めなければならない」と答弁をしました。

- ① 私たちの調査結果について、法律の解釈はおいたとしても、「危険区域に避難所がある」という事実を県としては認められますか。糸島市や住民に知らせていますか。

答①

土砂災害警戒区域内等に所在する避難所について、現在、詳細を調査中です。

調査の結果、見直すべき避難所があれば、速やかに代替の避難所が選定されるよう、糸島市及び受入市町と協議を行ってまいります。

なお、住民への周知は、必要に応じて、糸島市が実施することとなります。

- ② 4 市町で 12 か所の避難所（全避難所 51 か所のうち 24%）が土砂災害等の危険区域にあることに関して、県として具体的にどう対処、見直しをされますか。

答②

土砂災害警戒区域内等に所在する避難所について、現在、詳細を調査中です。
調査の結果、見直すべき避難所があれば、速やかに代替の避難所が選定されるよう、糸島市及び受入市町と協議を行ってまいります。

(2) 避難計画全体にかかわる認識について

避難計画全体にかかわる認識について、以下、質問します。

① 原子力規制委員会は昨年10月8日、SPEEDIを住民避難などの判断に使わない運用方針を決めました。放射線量の実測値をもとに判断する態勢に転換しています。正確な情報を得、住民の安全な避難につなげるためには観測点を増やすことが重要です。県として独自でモニタリングポストを設置することや、緊急時モニタリングを補完するためのサーベイメーターの設置場所を増やすことが必要ではないでしょうか。この点についてはどのようにお考えですか。

答①

現在、原子力規制庁においては「緊急時モニタリングのあり方」について検討を進めており、その検討結果を踏まえ、福岡県のモニタリング機器整備について検討していきたいと考えています。

② 現在、放射線量の実測値を測定する体制は極めて不十分です。いざという時の住民避難などの判断のために、引き続きSPEEDIの活用を国や原子力規制委員会に要請する考えはありませんか。

答②

要請は考えていません。

③ 私たちが避難先自治体を訪ねる調査を進める中で、避難計画や避難所に関する周知が関係者にさえ十分にはかかれていない事例を散見しました。例えば、「糸島市〇〇地区の方が避難されることになっていますが、、、」との問いに「えっ、申し訳ありません。ちょっと知りませんでした」と答えられた避難先の施設責任者がいました。また、「こちらの市では、△△中体育館が避難所になっていますね？」に、「いや、□□センターです」と答えられた市の原子力防災

担当者がいました。糸島市ホームページには「△△中体育館」となっていたのです。（その後、「□□センター」への改め変更がなされました。）こうした実態を踏まえ、避難所となる施設の責任者や職員への周知徹底の方策や自治体間の連絡・調整体制の整備を今後どのように進められますか。

答③

国は、受入市町村用の避難者受入マニュアルを作成中であり、本年度当初には完成する見込みです。本県は、糸島市UPZ住民の受入先16市町に対し、当該マニュアルを配布する際、糸島市住民の避難先であることを施設管理者に改めて周知徹底するよう、要請します。

本県は、毎年度、原子力防災訓練を実施しています。同訓練の中で、広域避難訓練を実施しており、受入先の自治体職員や施設管理者には、スクリーニング会場や避難所の開設、避難者の収容と名簿への登載、食事の提供などを行っています。

今後も広域避難訓練を繰り返し実施するなど、受入自治体職員や施設管理者に受入自治体の役割について、認識を深めていただくよう働きかけてまいります。

④ 避難や原子力防災に関する県民の理解も十分なものではありません。これらについて、今後どのような形で県民に周知されようと考えられていますか。具体的にその手段や方法をお聞かせください。例えば福岡県だよりに掲載したり、テレビ放送をしたり、『原子力防災の手引き』などのパンフレットを全戸配布したりするなどの取り組みはできないのでしょうか。

答④

本県では、県政出前講座や原子力防災訓練を実施するとともに、原子力防災に関する県民向けパンフレットを作成・配布し、知識の普及を図っています。

福岡県だより等各種広報媒体による広報も実施してきたところであり、今後も引き続き、しっかり取り組んでまいります。

（3）再稼働に対する地元同意について

再稼働には、原発事故によって影響を受けうるすべての住民の同意が必要です。少なくとも、避難計画の作成が義務づけられているUPZ30キロ圏内の自治体と県の同意が必要だと私たちは考えます。

- ① 県民の命を預かる立場から、地元同意を立地自治体と立地県だけに限るのではなく、UPZ30キロ圏内のすべての自治体と関係県に広げるよう、国や九電にはたらきかけるおつもりはありませんか。

答①

再稼働に当たっての同意権については、立地自治体は、従来から原子力発電に向き合ってきており、まずは立地自治体の意向が尊重されるべきと考えています。

- ② 糸島市全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会を開く考えはありませんか。

答②

現時点では、そのような公聴会の開催は考えていません。

【 要 請 事 項 】

- (1) すべての避難所、避難集合場所について、安全な区域に設定してください。

答(1)

土砂災害警戒区域内等に所在する避難所について、現在、詳細を調査中です。

調査の結果、見直すべき避難所があれば、速やかに代替の避難所が選定されるよう、糸島市及び受入市町と協議を行ってまいります。

- (2) 再稼働へ向けた手続きが進む前に、県民すべてが被ばくを避けられる避難計画を作成してください。

答(2)

原子力発電の安全性については、国が責任を持って確認し、国民に対し十分な説明を行って理解を得ることが必要であると考えています。

本県では、福島事故を踏まえ、万が一重大な事故が発生した場合に備え、原子力災害に対応する地域防災計画及び広域避難計画を策定し、原子力防災訓練を繰り返し実施し、必要に応じて計画の見直しを行ってきました。今後もこうした取組を不断に繰り返すことにより、原子力防災対策の実効性をさらに高めていきたいと考えています。

- (3) UPZ圏内の自治体（糸島市）と福岡県の同意なしに再稼働は認められないことを表明してください。

答(3)

再稼働に当たっての同意権については、立地自治体は、従来から原子力発電に向き合ってきており、まずは立地自治体の意向が尊重されるべきと考えています。

- (4) 福岡県民 510 万人の命を預かる知事として、県民の命に責任を持ち、県民の命を守れない避難計画のもとでは、玄海原発の再稼働を絶対に認めないでください。

答(4)

原子力発電の安全性については、国が責任を持って確認し、国民に対し十分な説明を行って理解を得ることが必要であると考えています。

本県では、福島事故を踏まえ、万が一重大な事故が発生した場合に備え、原子力災害に対応する地域防災計画及び広域避難計画を策定し、原子力防災訓練を繰り返し実施し、必要に応じて計画の見直しを行ってきました。今後もこうした取組を不断に繰り返すことにより、原子力防災対策の実効性をさらに高めていきたいと考えています。